

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	株式会社 マインズ	(フリガナ)	あなたの氏名	㊞
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	〒670-0954 兵庫県姫路市栗山町126 イノウエビル8F	あなたの住所	又は 居所	



◆給与所得者の保険料控除申告書◆

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

生命 保険 料 控 除	保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険期間 又は 作金支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧 の 区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた 剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の 支払者の 確認印	
					氏名	あなたの 続柄				
一般の生命保険料							新・旧 (a)		円	
							新・旧 (a)			
							新・旧 (a)			
							新・旧 (a)			
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	円	Aの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	計(①+②)	③	(最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	④	円	
介護医療保険料							(a)		円	
							(a)		円	
(a)の金額の合計額	C	円	Cの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑦	(最高40,000円)			円	
個人年金保険料							新・旧 (a)		円	
							新・旧 (a)			
							新・旧 (a)			
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	計(④+⑤)	⑥	(最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑧	円
計算式Ⅰ(新保険料等)※				計算式Ⅱ(旧保険料等)※				生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式				
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額				
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×½+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×½+12,500円				
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×¼+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×¼+25,000円				
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円				
地震 保 険 料 控 除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった 家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名		地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (A)	給与の支払者の確認印	
							地震・旧長期		円	
							地震・旧長期			
	(A)のうち地震保険料の金額の合計額	⑧	円	(A)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額		⑨	円			
	地震保険料控除額	⑧の金額 (最高50,000円)		⑨の金額(⑨の金額が10,000円を超える場合は、⑨×½+5,000円)※		(最高15,000円)		= (最高50,000円)		

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)			円	
(フリガナ) 配偶者の氏名				
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所				
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方が互いに配偶者特別控除を受けることはできません。				
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。				
所得の種類	収入金額等(a)	必要経費等(b)	所得金額(a-b)	
給与所得①	円	650,000円	(マイナスの場合は0)円	
事業所得②				
雑所得③				
配当所得④				
不動産所得⑤				
退職所得⑥		(退職所得控除額)	(a-b)×½又は(a-b)	
①~⑥以外の所得⑦		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は½)	
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			A 円	
○ 配偶者特別控除額の早見表				
A欄の金額		控除額B		
0円から	380,000円まで	0円	0円	
380,001円から	399,999円まで	380,000円	0円	
400,000円から	449,999円まで	360,000円	0円	
450,000円から	499,999円まで	310,000円	0円	
500,000円から	549,999円まで	260,000円	0円	
550,000円から	599,999円まで	210,000円	0円	
600,000円から	649,999円まで	160,000円	0円	
650,000円から	699,999円まで	110,000円	0円	
700,000円から	749,999円まで	60,000円	0円	
750,000円から	759,999円まで	30,000円	0円	
760,000円から		0円	0円	
配偶者特別控除額		早見表B欄の金額		
円				
社会 保 険 料 控 除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名 あなたの 続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計(控除額)				円
小 清 規 等 掛 金 控 除	種類			あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			円
	個人型又は企業型年金加入者掛金			円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金				円
合計(控除額)				円

◎ この申告書は、平成27年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。